
**内水面漁場管理
委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する令和8年における目標増殖量、期間等について、令和7年12月22日に次のとおり決定したので公告する。

令和7年12月22日

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉村 正男

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量（重量、金額又は尾数）					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾)
			(kg)	(円)			
内共第501号	野根川水系	30	10	7万	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	10	7万	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	10	7万	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電 用魚梁瀬えん堤から 下流	200	40	28万	—	15	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電 用魚梁瀬えん堤から 上流	30	10	7万	—	15	—
内共第506号	安田川水系	200	40	28万	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安 芸川水系	200	40	28万	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	10	7万	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	70	49万	—	25	3,000
内共第510号	吉野川水系中発電用 高藪えん堤から下流	300	70	49万	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用 高藪えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	40	28万	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	84万	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	20	14万	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流	200	40	28万	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流	500	120	84万	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	30	10	7万	—	15	1,000
計	17件	2,935	660	462万	—	440	33,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）

遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）

増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）

資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）

漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は金額のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、目標増殖量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 もくずがにについては、人工種苗の放流ができない場合は、稚がにの他河川からの移植放流又は汲み上げ放流をすること。

8 増殖を行うべき期間は、令和8年1月1日から同年12月31日までとする。

9 漁業権者は、8に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

高知県内水面漁場管理委員会公告

○令和8年における目標増殖量、期間等